【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年５月25日
【会社名】	五洋インテックス株式会社
【英訳名】	GOYO INTEX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　梅　野　拓　実
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市大字１６３２－１　アイシンビル２階
【電話番号】	0568(76)1050
【事務連絡者氏名】	管理本部部長　小　野　高　志
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市大字１６３２－１　アイシンビル２階
【電話番号】	0568(76)1050
【事務連絡者氏名】	管理本部部長　小　野　高　志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年３月11日（上場契約違約金2,000万円徴求日）

(2) 当該事象の内容

当社は、2019年11月14日に監査法人のレビューが未了である「2020年３月期第２四半期報告書」（以下「四半期報告書」という。）を提出してしまったために、2019年12月５日にかかる四半期報告書の訂正報告書を提出し、開示を致しました。また、2020年３月４日に、四半期報告書の訂正に関する調査委員会の調査報告書を開示しました。これらの開示において、以下の点が認められました。

・当社が、四半期報告書の法定提出期限である2019年11月14日までに、四半期レビュー上の重要論点とされていた継続企業の前提に関する資料を会計監査人に提出しなかったこと。
・それにより重要な四半期レビュー手続が未了となり、四半期レビュー報告書の結論が不表明となる可能性があったこと。
・かかる状況にもかかわらず、同社内において情報連携が適切に行われず、重要な四半期レビュー手続が未了のまま、2019年11月14日に四半期報告書をＥＤＩＮＥＴを通じて提出していたこと。

これを受け、株式会社東京証券取引所より当社の内部管理体制等について重大な不備があると認められ、その改善の必要性が極めて高いことから、2020年３月11日付にて、特設注意市場銘柄の指定を受ける通知を受理するとともに、上場契約違約金2,000万円の徴求を受けましたので、当該違約金2,000万円を特別損失として計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2020年３月期の個別決算において、違約金合計2,000万円を特別損失として計上いたします。